

東京裁判における日本の東南アジア 占領問題：検察側立証を中心に

梶 居 佳 広*

目 次

はじめに

I. 東京裁判における東南アジア問題の概観

II. 検察側立証にみる日本の東南アジア占領

ま と め（「おわりに」にかえて）

はじめに

「極東国際軍事裁判」、通称「東京裁判」（以下、東京裁判と略記）はいわゆる「先の大戦」「15年戦争」における日本の戦争犯罪、特に政治指導者（A級戦犯）の犯罪を裁いた裁判であるが、「A級戦犯裁判」という呼称の持つイメージ、並びに「文明の裁きか、勝者の報復か」という対立構図に象徴されるように「平和に対する罪」に関連した問題、すなわち日本が侵略戦争を計画・遂行したか否かという点に議論の関心が集中していた。要するに東京裁判とは「真珠湾への道」を究明し、そこに至るまでの責任者を処罰した裁判というイメージでまとめることができよう。他方、『極東国際軍事裁判速記録』（以下『速記録』と略称¹⁾）を紐解けばおのずと明らかであるが、東京裁判は「侵攻した（アジア・太平洋）地域で日本（軍）は何をしたか」についても「通例の戦争犯罪及び人道に対する罪」（以下、「BC級戦争犯罪」と表記）として一定程度追及していた。しかし

* かじい・よしひろ 立命館大学社会システム研究所客員研究員

南京虐殺事件（1937年）をはじめとした中国（人）に対する戦争犯罪や泰緬鉄道建設に象徴される連合国捕虜問題を例外として、これまでそれほど注目されてこなかったように思われる。例えば、東京裁判の審理を整理した書物として知られる東京裁判刊行会編『東京裁判』（東京裁判刊行会、1962年）や児島襄『東京裁判』（中央公論社、1971年）、それに富士信夫『私の見た東京裁判』（講談社学術文庫、1988年）は前述の南京事件と連合国捕虜虐待について触れているにすぎない。この中では富士氏の著作が東京裁判における「通例の戦争犯罪」の重要性を（裁判を実際に傍聴した経験から）指摘してはいる。ただし、富士氏についても日本の占領支配に伴う諸問題に関心を払っているわけではない。

この点、従来よく指摘されてきたのが、東京裁判における「アジア不在」ないし「アジア軽視」という議論である。「人的被害の面では合計で1割に満たない国々が判事席の7割以上を占めた²⁾」といわれるが、事実、アジアから東京裁判に判事を出したのは中国、インド、フィリピンの3国に過ぎない（東京裁判当時、アジアの大半は欧米の植民地支配に服していたのであるから当然ではあるが）。そのため「植民地宗主国によって代表された法廷は、アジアの現地民衆に加えられた被害を正面から取り上げて裁く場にならなかった³⁾」、或いは「東京裁判は旧植民地支配者による植民地喪失に対する復讐であったともいえよう⁴⁾」とする認識がごく一般的であり、東京裁判の大きな限界として必ずといっていいほど挙げられることになる。連合国捕虜虐待にしても「連合国」の捕虜であるがゆえに問題化したのであって⁵⁾、現地アジアの人々の被った被害は連合国捕虜に比して取り上げられることはなかったとも指摘された。

もっとも、東京裁判の「アジア不在（軽視）」については近年ある程度修正がなされていることも事実である。例えば、戸谷由麻氏が東京裁判に関する概説書においてアジア人被害追及について章を割いて検討しているほか⁶⁾、アジアからの数少ない裁判参加国であったフィリピンの動向については永井均氏による労作があり、フィリピンは旧宗主国アメリカに協力

する一方で対外的自律性を誇示するために一定の抵抗を行ったこと、検察・判事共に日本に対して俊厳な処罰を主張していたことが明らかになっている⁷⁾。とはいえ、東京裁判で明らかになった日本の占領に関する事案を整理検討した業績はなお少ない。アジアに対する戦争責任への自覚が深まるなかで日本の東南アジア占領支配、各地で発生した犯罪に関する事実究明や研究は発表されるようになってきているが、「アジア不在（軽視）」とされる東京裁判は批判ないし克服すべき対象と位置付けられているのかもしれない⁸⁾。

本稿は東京裁判において、多くが欧米植民地であった東南アジアへの日本の占領支配、特に現地アジアの人々に関わって発生した諸問題をどう処理したかについて、『速記録』を手掛かりに整理・検討する。ただし、今回は検察側の追及・立証を中心に取り上げることにし、弁護側反証については簡単にふれるだけに止める。また東京裁判とアジア、日本の占領支配を考える際、満洲事変・日中戦争（「日華事変」）として東京裁判でも大きく扱われた中国に関する問題は当然無視できないが、南京事件をはじめとしてこれまでに一連の研究蓄積が存在するので割愛する⁹⁾。

I. 東京裁判における東南アジア問題の概観

裁判で明らかになった日本の東南アジア占領について検討する前に、まず東京裁判審理の大まかな流れを紹介することで概観を整理したい。

(1) 起訴状

1946年4月29日に開廷された東京裁判は5月3日起訴状が朗読された¹⁰⁾。

「犯罪的軍閥により支配」された日本は「判事参加国並びに他の平和的諸国家に対して侵略戦争の計画、準備、開始ないし遂行を意図し且つ実行」したとする起訴状においては、「俘虜」＝捕虜への虐待行為はもちろ

ん、占領地においても「日本の利益のために被征服国民の人的経済的資源を搾取し、公私の財産を掠奪し、都市村落に対し軍事上の必要以上濫りに破壊を加え、蹂躪せられたる諸国の無力な一般民衆に対し大量虐殺、掠奪、凌辱、拷問その他の野蛮なる残虐行為を加え」た点も指摘している。しかるに、55も列挙された訴因になるとその大半（訴因1～36）が「平和に対する罪」に関するものであり、4種類作成された附属書をみても同様の傾向が認められた。歴史的事実を簡略に紹介した附属書Aでは、題目こそ「中華民国及び大東亜における経済的侵略（第3節）」「中華民国及び他の占領地における背徳化方法並びに威圧方法（第4節）」としているものの、本文はほぼ中国を対象を限定しているように読める。「BC級戦争犯罪」の具体例を示した附属書Dの場合、表1で明らかなように、第11—12節を除いて連合国捕虜に対する虐待に問題を限定していたといわざるを得ない。もっとも「平和に対する罪」の中でも訴因27～36は「（中国、アメリカ、フィリピン、イギリス、オランダ、フランス、タイ、ソ連に対する）侵略戦争の遂行」であるから侵略・占領時の様々な行為も訴追対象になる可能性を含んでいたといえる。また「陸戦の法規慣例に関するハーグ第4条約」、「俘虜の待遇に関するジュネーブ条約」、赤十字条約といった戦争法規に関する「BC級戦争犯罪」は訴因53～55（訴因53は戦争法規違反の共同謀議、訴因54は戦争法規違反の命令・授權・許可、訴因55は戦争法規遵守の義務無視）として具体化しており、附属書記載の限りでは捕虜に対する虐待、残虐事件が主たる問題となることが予想されるとはいえ、占領に伴う行為が広く裁かれる可能性も存在していた。なお起訴状には第2類「殺人罪」という極東国際軍事裁判所条例に規定のない犯罪類型も提示（訴因37～52）されているが、これは真珠湾攻撃責任者の即決裁判を主張していたマッカーサー連合国最高司令官に配慮したものとする中国各地（訴因45～50）や、張鼓峰、ノモンハン（訴因51、52）における虐殺が明記されているものの、それ以外の（東南アジア・太平洋）地域にお

表 1 東京裁判起訴状付属書 D

第 1 節	俘虜の残酷なる待遇	(ハーグ条約第 4 条, ジュネーブ条約違反)
第 2 節	俘虜労働の違法使用	(ハーグ条約第 6 条, ジュネーブ条約第 3 篇違反)
第 3 節	俘虜に対する給養の拒絶及び不履行	(ハーグ条約第 7 条, ジュネーブ条約第 4 条, 第 3 篇第 9 条, 第12条違反)
第 4 節	俘虜に対する過度にして違法なる処罰	(ハーグ条約第 8 条, ジュネーブ条約第 3 篇第 5 款第 3 章違反)
第 5 節	傷病者, 衛生人員及び看護婦の虐待	(ジュネーブ条約第3, 14, 15, 25条, 赤十字条約第1, 9, 10, 12条違反)
第 6 節	俘虜殊に将校に与えたる屈辱	(ハーグ条約第 8 条ジュネーブ条約第2, 3, 18, 21, 22, 27条違反)
第 7 節	俘虜に関する情報及び同件の照会に対する回答の蒐集及び伝達の拒絶及び不履行	(ハーグ条約第14条, ジュネーブ条約8, 17条違反)
第 8 節	利益保護国, 赤十字社, 捕虜及びその代表者の権利の妨害行為	(ハーグ条約第15条, ジュネーブ条約第31, 42, 44, 78, 86条違反)
第 9 節	毒物の使用	(ハーグ条約第23条 (イ), ベルサイユ条約第171条違反)
第10節	兵器を捨て又は自衛の手段尽きて無条件降伏をした敵兵の殺害	(ハーグ条約第23条 (ハ) 違反)
第11節	軍事上の正当理由又は必要に基かざる敵産の破壊並びに掠奪	(ハーグ条約第23条 (ト) 第28条, 第47条違反)
第12節	占領地域における家族の名誉及び権利, 個人の生命, 私有財産並びに宗教の信仰及び遵行に対する尊重の不履行並びに同地域住民の追放及び奴隷化	(ハーグ条約第46条違反)
第13節	海戦により撃沈せられたる艦船の生存者及び拿捕艦船の乗組員の殺害	(ハーグ条約第10号第16条違反)
第14節	軍用病院船の不履行	(ハーグ条約第10号第 1 条違反)
第15節	中立国艦船に対する攻撃, 殊に当然為すべき警告なしの攻撃	

備考 東京裁判刊行会編『東京裁判』(上) (東京裁判刊行会, 1962年) 151-155ページから作成

ける殺人はコタバル（訴因41）、ダバオ（訴因43）における連合国軍人の殺害事例を除き明示されていない。またナチスドイツを裁いたニュルンベルク裁判では重視された「人道に対する罪」は結局独立した訴因で起訴されることはなく「通例の戦争犯罪」に一括された（ゆえに「BC 級戦争犯罪」と称されることになる）。

(2) 審 理

東京裁判の審理は検察側立証段階（1946年6月4日～1947年1月24日）、弁護側反証段階（2月24日から）・弁護側個人弁論段階（9月10日～1948年1月12日）、検察側反証及び弁護側再反証（1月12日～2月10日：事実審理終了）、検察側最終論告、弁護側最終弁論（4月16日結審）、判決（11月4～12日）の順で進められたが、検察側立証と個人弁論を含めた弁護側反証が審理の大半を占めた。

検察側立証は第1部「一般段階」から第10部「個人別追加証拠提出」の順で進められたが¹¹⁾、日本の東南アジア占領とその後に関する問題が取り扱われ追及されたのは第5部「仏印（フランス領インドシナ）に対する侵略」、第8部「太平洋戦争」中の「和蘭に対する侵略」、それに第9部「戦争法規違反、残虐行為（BC 級戦争犯罪）」においてである。

「仏印」段階はベルサイユ特別裁判所主席検事でもあったロベル・L・オネト検察官が立証を担当した（1946年9月30日～10月7日）。オネトは日本が中国への軍事行動、アジアに対する膨張、インドシナの資源獲得という「3重の目的」のためフランス領インドシナ（以降、仏印とも略記）へ3度にわたる侵略（北部仏印侵略、印度支那完全占領＝南部仏印進駐、最終段階における仏印＝「仏印処理」）を行ったと追及したが、特に立証後半において日本の経済的収奪や「仏印処理」におけるフランス人、現地住民への不法行為についても指摘している。これに対し弁護側は特に目立った反論を行っていない。

「太平洋戦争」段階の一部であった「和蘭に対する侵略」については、

ハーグ地裁判事でバタヴィア（現ジャカルタ）において弁護士経験のあるボルヘルホフ・ミュルデル検察官が主に立証を担当した（12月2日～10日）。冒頭陳述並びにその後の立証において、ミュルデルはオランダ領東インド（以降、蘭印とも略記）を中心とした「南方」への日本の政策の変遷、1940年以降の日蘭交渉、そして大戦勃発後の日本占領支配と時系列順に整理しているが、特に最後の「6. 日本による蘭印占領」において1929年から蘭印滞在の弁護士であったデ・ウェールトの証言・報告を手掛かりに日本の支配は欧米植民地とは全く異なる「日本化」を目指していたと主張した。このため弁護側はデ・ウェールトに対し数日間にわたり反対尋問を行っている。なお「太平洋戦争」段階の検察側立証において、オランダ以外の検察陣は日本のアジア各地での行為＝犯罪を追及していない。あくまでも「真珠湾への道」の究明を優先していたのだった。

そして「BC 級戦争犯罪」については1946年12月10日のフィリピンの立証から始まり、翌年1月17日までの約1ヵ月間行われた¹²⁾。なお南京事件をはじめとする中国大陆における中国人への残虐行為の多くは第3部「支那事変」段階で立証がなされており、また日程の関連で「BC 級戦争犯罪」の立証開始前の9月10日から19日にマレー・シンガポールの虐殺、泰緬鉄道問題などについてイギリス・東南アジア連合地上軍の戦争犯罪連絡将校を務めていたシリル・ワイルドの証言が行われている¹³⁾。表2は立証担当地域と立証担当（検察官所属）国を示しているが、植民地宗主国（フランス、オランダなど）の他、冒頭陳述を担当したオーストラリア検察官（A・J・マンズフィールド）が主に立証した（フィリピンはロベス・フィリピン検察官が担当）。検察側は書証約820通、証人24人を次々に証言・提出させつつ、東南アジアのほぼ全域、アンダマン諸島からソロモン諸島までの地域を対象に立証を行った。もっとも証人の大半は連合国捕虜関係（表3参照）であり、また立証対象地域のうち、香港、中国、日本内地、捕虜輸送は捕虜に対する虐待事例のみであるなど全体に連合国捕虜の問題が主たる追及対象であったことは間違いない。とはいえ、現地アジ

表 2 立証対象地域と立証担当国

立証対象地域	立証担当国
① フィリピン	フィリピン, アメリカ
② マレー, シンガポール	オーストラリア, イギリス
③ ビルマ, タイ	オーストラリア, イギリス
④ 香 港	カ ナ ダ
⑤ 海南島, 台湾	オーストラリア
⑥ アンダマン	ク
⑦ ジ ャ ワ	オ ラ ン ダ
⑧ (英領) 北ボルネオ	オーストラリア
⑨ 蘭領ボルネオ	オ ラ ン ダ
⑩ ス マ ト ラ	ク
⑪ セ レ ベ ス	ク
⑫ ア ン ボ ン	オーストラリア
⑬ チ モ ー ル	オ ラ ン ダ
⑭ ニューギニア, ニューブリテン	オーストラリア
⑮ ソロモン諸島也	ク
⑯ 太平洋諸島	ア メ リ カ
⑰ インドシナ	フ ラ ン ス
⑱ 中 国	ア メ リ カ
⑲ 捕 虜 輸 送	オーストラリア
⑳ 民間船攻撃	ア メ リ カ
㉑ 日 本	ア メ リ カ
㉒ ソ 連	オーストラリア

表 3 証 人

証言年月日	証 人	肩 書	内 容
1946			
9/10～19	ワ イ ル ド	英陸軍大佐・東南 亜戦犯連絡将校 ^(ママ)	マレー・シンガポール虐殺、虐待 泰緬鉄道建設での虐待
11/27～29	コ ー ツ	豪軍医中佐	ビルマ・タイ（泰緬鉄道）
11/2～12/3	ブラックバーン	〃准将	ジャワ、輸送船、台湾、中国
12/10	ウ ェ ル フ	マニラ陸軍省秘書	フィリピンでの民間人抑留
12/11	ム ー デ イ	米軍曹	パターン死の行進
12/11～12	イ ン グ ル	米国人	フィリピン捕虜虐待
12/12	フ リ ニ オ ー	米陸軍中佐	〃
12/12～13	モントゴメリー	〃	〃
12/13	ス タ ッ プ ス	米陸軍大佐	〃（パターン死の行進）
12/16	ブ ラ イ ア ン	豪兵士	シンガポール捕虜虐待
12/17	ウィリアムズ	豪陸軍中佐	泰緬鉄道
〃	ロ イ ド	〃少佐	〃
12/18	バー ネット	カナダ陸軍牧師	香港残虐行為
12/19-20	スティップウィッチ	英陸軍准尉	ボルネオ捕虜虐待
20	ブルヴインケル	豪陸軍看護婦隊大尉	スマトラ〃
23	コ リ ン ス	英陸軍中佐	ジャワ
23～24	リ ン ガ ー	英印陸軍少佐	スマトラ島抑留所
26～27	リ ー ン ヘ ア	オランダ人農業技術者	〃
1947			
12/30～1/2	ヴァンヌーテン	豪陸軍中尉	アンボン島捕虜虐待
1/3	チ ズ ム	豪陸軍大尉	日本内地〃
1/10～13	スチュアート	米海兵隊	ウエーク島
1/14	マクドウガル	米船員	ジーン・ニコレット号に対する虐待
〃	ボ ー グ	米海兵隊	フィリピン、パラワン島虐殺
1/16～17	ガ ブ リ ラ グ	仏印戦犯調査局代表	仏印(インドシナ)での残虐行為

ア人の被害についても口述宣誓書を中心に網羅的ではあるがかなりの程度立証したことも事実である。なお膨大な分量となった検察側立証に対して弁護側は虐殺、虐待といった事実関係についてほとんど反論を行うことはなかった。

一方、弁護側反証は1947年2月24日、清瀬一郎弁護人による冒頭陳述から始まるが、第1部「一般問題」において「東亜新秩序」「大東亜共栄圏」について、連合国並びに検察側の主張（「日本の完全支配を目指す企図を偽装せんとするもの」）は誤解であり、日本はドイツのような人種の優越感情は存在しないことを強調している。その後第1部「一般段階」から第5部「太平洋戦争」の順で進められたが、東南アジア占領に関連する問題は第1部第3章「八紘一字、東亜新秩序及び大東亜共栄圏について」並びに第5部第6章「俘虜または抑留者の待遇」において取り上げられている¹⁴⁾。

このうち第1部「大東亜共栄圏」関連については冒頭陳述における主張を補強する形をとり、具体的には大東亜会議（1943年）におけるタイ、フィリピン、ビルマ代表演説を書証として提出し、さらに山本熊一（1942～44年大東亜省次官、その後駐タイ国大使）や村田省蔵（大戦中、陸軍顧問、フィリピン大使）に当時の事情を証言させることで大東亜共栄圏、日本軍政の弁護を試みた（3月6日～11日）。これに対してコミンズ・カー（イギリス）検察官が山本への反対尋問を行い、①「満洲国」、「中華民国（汪兆銘政権）」の内実、②ビルマ、フィリピンの「独立」付与の実態、③マレー未独立の理由、④蘭印、仏印の支配実態、⑤「内面指導」について問いたすことで「国と国が互いに信頼助け合うて共に栄える方法」と山本が主張する大東亜共栄圏の虚構性を抉り出そうとし、カーの質問を巧みにかわそうとする山本との間で静かな攻防が展開された¹⁵⁾。

一方、第5部「俘虜」関係は8月28日から9月9日まで反証が行われ、100を超える書証の提出、証人44人に証言させている。ただし「陸軍の俘虜取り扱い」の中で現地アジアの人的被害に関し、具体的にはフィリピン

における「バターン死の行進」やマニラ攻防戦、マレー・シンガポールでの虐殺、戦争末期のビルマにおける状況への弁明を試みてはいるが、全体に検察側立証以上に連合国捕虜に対する問題に力点が置かれた弁護が行われた。また検察側が追及した日本の残虐行為の事実それ自体について、弁護側は正面切った否定はほとんど行わず事情説明に徹していた（徹するか方法がなかったというべきかもしれない）。例えばシンガポール虐殺について証言した杉田一次（第25軍情報参謀）は裁判なしで中国人を処刑したことは認めつつ、事件は日本に抵抗した中国人を罰するため行われたものだが南方軍司令部は処刑を容認していなかったとしている¹⁶⁾、収容所について複数の証言者は現地情報を中央が完全に把握していたとは言い難いが最善の努力は行った。実際に訪問した収容所の状態はひどくはなかったという主張を行っている¹⁷⁾。このため、検察・弁護側双方の主張を聴いた朝日新聞記者団、富士信夫氏はそれぞれ弁護側反証について「九牛の一毛にしかなさぬ感が深かった¹⁸⁾」「膨大かつ圧倒的な検察側に太刀打ちできなかった¹⁹⁾」と評している。結局のところ検察・弁護間の争点は、各地で行われた「事件」に対する被告の責任の有無に絞られており、ジュネーブ条約の「準用」問題（検察側は日本の「準用」通知を事実上の適用とみなし、弁護側は完全適用を表明したものでないとする）に象徴される戦争法規解釈と実際の捕虜取り扱いの責任の所在、国際条約と日本の国内法のどちらを優先するかという問題が具体的論点になったのだった²⁰⁾。

(3) 判 決

判決は11月4日から12日まで朗読された²¹⁾。判決が描く全体の構図は検察側主張に沿ったものであり、「BC級戦争犯罪」の事実認定についてもほぼ同様であった。しかし、55もあった訴因のうち、有罪無罪の判定対象になったのは侵略戦争遂行の共同謀議（訴因1）、対中国侵略戦争遂行（訴因27）、対英米蘭仏侵略戦争遂行（訴因29、31～33）、張鼓峰・ノモン

ハン事件遂行（訴因35・36）、そして「BC 級戦争犯罪」（訴因54・55）の計10に絞られ、訴因30「フィリピンに対する侵略戦争の遂行」は大戦中フィリピンが未独立であるため訴因29「アメリカに対する侵略戦争の遂行」に吸収され、また裁判所条例にない犯罪類型であった第2類「殺人」（例えば、真珠湾攻撃による殺人）は全て除外された。加えてオランダ検察官が意欲的に追及した日本の蘭印占領における「日本化」も判決に反映されず、訴因33「対仏侵略戦争遂行」については1945年3月のいわゆる「仏印処理」＝日本の単独支配確立以降が「侵略」と認定される一方、1940、41年の二度にわたって実行された「仏印進駐」について明確に「侵略」とは認定しなかった。そのため、訴因33で有罪となったのは東条英機と当時外相だった重光葵被告2名に止まる。なお「BC 級戦争犯罪」についても起訴された24被告（大川周明、白鳥敏夫両被告を除いた全被告）の内、有罪の判定が下されたのは10被告（土肥原賢二、畑俊六、広田弘毅、板垣征四郎、木村兵太郎、小磯国昭、松井石根、武藤章、重光葵、東条英機）に止まり、他は証拠不十分で無罪となった。要するに現地における膨大な虐待・残虐事件などの証拠提出・事実認定が、起訴された（中央において指導的地位にあった）被告の有罪立証には必ずしも結び付かなかったといえる。検察側が連合国捕虜虐待、現地における虐待・虐殺事件について責任を有する特に指摘していた被告のうち、海軍出身の岡敬純と嶋田繁太郎、元外相の東郷茂徳各被告らは嫌疑不十分で「BC 級戦争犯罪」については無罪判定を受けていることも注意すべきであろう。一方で武藤、木村両被告がそれぞれ戦争末期のフィリピン、ビルマにおける現地住民も含めた虐殺・虐待、東条被告が捕虜抑留への虐待全般、土肥原被告はスマトラ、マレー、ジャワ、ボルネオにおける捕虜虐待、板垣被告はマレー、アンダマン、ジャワ、スマトラ、ボルネオにおける捕虜・抑留者虐待により訴因54について有罪と宣告され死刑に処せられている。南京虐殺事件を抑えることができなかったとして訴因55で有罪・死刑となった広田・松井両被告とあわせ、東京裁判で死刑を宣告された7被告は全員

「BC 級戦争犯罪」で有罪となっていたのが特徴であった。これは「平和に対する罪」が事後法であって罪刑法定主義の原則に逸脱するのではないかとする批判に配慮するものであるとともに、「BC 級戦争犯罪」を重視した結果であるともいえる。

なお以上の判決は11人の判事のうちの7人（アメリカ、イギリス、ソ連、中国、カナダ、ニュージーランド、フィリピン）によって作成された「多数判決」であり、インド、オランダ、フランス、そして裁判長も務めたオーストラリアの判事はそれぞれ独自の判決・意見をまとめている。このうち「日本無罪論」として著名なパル判事（インド）は、判決文第6部「厳密な意味における戦争犯罪」において「BC 級戦争犯罪」を考察している。結論は裁判において指摘された残虐事件を含めて「（中央の）指導者はなんら刑事責任を負うものでなく」、個人の行為を国際法で裁くべきではないと主張して全被告無罪と判定しているが、日本がアジア各地で行った残虐行為そのものは否定していない。また（恐らくは検察側最終論告に基づき）時期別・地域別に「事件」が起こった件数の整理も行っていたことにも注目すべきである²²⁾。またベルナル判事（フランス）の反対意見は「BC 級戦争犯罪」についての多数判決の責任認定のありようを強く批判している。すなわち、閣僚或いは軍の指揮官という地位に就いていただきの理由によって現地で発生した戦争犯罪に関する刑事責任を機械的に課すのは不当と主張するものであった²³⁾。

一方、レーリンク判事（オランダ）の反対意見の場合、「平和に対する罪」による死刑宣告に反対し「BC 級戦争犯罪」をより重視する姿勢を多数判決以上に明確に示していた。そして「各個人に対する判定」において、多数判決において「BC 級戦争犯罪」について無罪とされた海軍の2被告（岡、嶋田）と佐藤賢了被告も有罪であるとして死刑を求め、逆に多数判決で有罪であった広田、重光、畑被告はアジア各地で発生した犯罪への責任について嫌疑不十分として無罪と判断している。そして「BC 級戦争犯罪」で無罪とした3被告に東郷、木戸幸一被告をあわせた5人につい

ては「平和に対する罪」も含め無罪と判定すべきと主張するのであった²⁴⁾。もう一人の少数派判事であるウェブ裁判長（オーストラリア）の意見では特に「BC 級戦争犯罪」についての言及はない。なおフィリピンハラニーニョ判事は多数判決に同意しつつも別個意見を提出し、多数判決の量刑はあまりにも寛大であるとして被告全員に極刑を要求していたことも注意すべきであろう²⁵⁾。

Ⅱ. 検察側立証にみる日本の東南アジア占領

I での概観を前提に裁判で明らかになった（検察側が立証した）日本の東南アジア占領支配の様相について検討するが、その前に東京裁判当時の東南アジアについて今一度確認しておく。周知のように、第 2 次世界大戦前はタイを除いて全て欧米の植民地支配下にあった。大戦後フィリピンがアメリカから独立（1946年）し、ビルマ（現ミャンマー）が東京裁判の審理中（ただし検察側立証終了後）の1948年イギリスから独立したが、他はなお欧米植民地である。① シンガポール、マレー、北ボルネオはイギリス、② インドシナ（ベトナム、ラオス、カンボジア）はフランス、③ ジャワ、スマトラ、セレベス、アンボン、東チモール以外のチモール、英領北ボルネオ以外のボルネオはオランダ、④ 東チモールは大戦において中立国であったポルトガルがそれぞれの宗主国であった。これと先に紹介した表 2 と対照すると、アジアに広大な植民地を持つイギリスがオーストラリアら英連邦に立証を任せていた（言い換えるとオーストラリアが「BC 級戦争犯罪」追及の中心国の一つであった）ことを除くと、宗主国がそれぞれの植民地における犯罪立証を担当していたということが出来る。ただし I でみてきたように「BC 級戦争犯罪」段階以外の場面で現地アジアにおける日本の行動＝犯罪を追及したのはフランスとオランダ検察のみであった。以下、(1) オーストラリアを中心とした英連邦が立証を担当した主にイギリス植民地の地域（マレー、シンガポール、ビルマ、北ボ

ルネオなど), (2) フィリピンが主に担当したフィリピン, (3) フランスが担当した仏印, (4) オランダが担当した蘭印に分けた上で, 主として現地住民・地域に与えた損害や占領実態についての立証の特徴を整理することにしたい。

(1) マレー, シンガポール, ビルマ, 北ボルネオなど（英連邦検察官立証担当）

冒頭陳述を担当するなど「BC 級戦争犯罪」追及全体を主導したマンスフィールド・オーストラリア検察官を中心とした英連邦が立証を担当した地域は非常に広大であったが, 各地で発生した出来事を簡略ではあるが網羅的に紹介するところに特徴があった。検察官が立証作業を進めた順に地域ごとにみていく。

① マレー・シンガポール²⁶⁾

1942年2月のシンガポール陥落の直後までに発生したマレー各地での捕虜（白人, インド人ら）・住民虐殺とその後の各収容所での日常的虐待が主な事案であるが, 書証の6割が1942年までの戦争初期の状況を内容としていた。連合国捕虜が中心の白人と中国人に対する被害が数多く立証され, マレー人の被害については書証3通（法廷証第1499～1501号）に止まっている。このうち現地住民関係で大きな事件といえるのがシンガポールにおける中国人虐殺であり, 検察側はワイルドの証言や大本営作戦日誌等を手掛かりにシンガポール陥落直後の2月15日から3月3日の間に5,000人の中国人が裁判なしで死刑にされ（法廷証第476号など）, 3月上旬から1カ月の間にジョホール, マラッカ, セレンバン, セランゴール, ペラー, パパン, ペナンといったマレー各地で中国人の捕縛, 殺害事件が発生したと主張している²⁷⁾。それ以降は捕虜・中国人を多く含む民間人の収容所での日常的な虐待についての報告が主となるが, 例えば1943年の「双十節」に57名の収容者が一斉にスパイ容疑で監獄に移され様々な拷問

を受けた事件が大きく取り上げられ（ワイルド証言など）、またアウトラム刑務所、ベナン、イポーで中国人らが拷問を受けたこと（法廷証第1531～33号）も立証されている。

なおワイルドの証言によると、1万から数万のマレー・シンガポールの現地労働者が泰緬鉄道建設のため徴用された。徴用の方法は、留守家族に一定の手当・待遇を施すケースといきなりひき集めて鉱山・ゴム栽培所経由で送られたケースがあったとされている²⁸⁾。

② ビルマ（・タイ）²⁹⁾

戦闘直後の虐殺はカンボントーでのインド兵と民間人（白人）虐殺事件（法廷証第1587号）を除くと明らかではなく、それ以降の泰緬鉄道建設をめぐる問題とビルマ各地での住民虐殺が書証に盛られた事件の大半を占めていた。

泰緬鉄道建設については日本側の報告文書（俘虜収容所関係）を加えた書証22通、ワイルドら証人4人を提出・証言させることによって、捕虜1万5千人、「労務者」＝アジア系労働者6万人という膨大な犠牲者を生んだ過酷な待遇が追及された³⁰⁾。基本的に連合国捕虜に関する書証が多いが、アジア系労働者（「苦力」「労務者」）についても、ワイルド大佐の証言ではビルマ人、マレー人、タミル人、パーマ人、中国人、タイ人を含め合計15万人も動員されたと指摘しているが³¹⁾、書証においても、例えば1943年のビルマ・モールメンにおいて「汗の軍隊」として3ヶ月間に3万の現地人が徴発（逮捕・強制連行を含む）されたことが指摘された（法廷証第1577号）。現場ではアジア系労働者用の収容所もあるが、ある日本人医師が「「クーリー（苦力）」は人間以下で何の顧慮も与える価値はない」と発言しているように³²⁾、鞭で打たれながら労働させられ十分な食料・医薬品も支給されないなど連合国捕虜以上に過酷な状況に置かれていたことが紹介されている（以上、法廷証第1574号～1578号）。時期的には1943年以降に事件が集中している。

ビルマ各地における住民虐殺は、犠牲者の大半が現地ビルマ人、カレン人、インド人である。メンサダ、カウチン、エバーイングの他、モールメン近郊のカラゴンにおいて1945年ゲリラに協力したとの疑いから「195名の婦人、175名の男子、260名の子どものうち大半が虐殺」された事件（カラゴン事件、法廷証第1540～1541号）も追及された（これら一連の虐殺事件について木村被告が有罪となっている）³³⁾。時期的にはビルマ国防軍の蜂起や連合軍のビルマ進撃が進展した1944年以降に事件が集中している。

なお隣接するタイ（中立国）に就いては、戦闘直後の虐殺と泰緬鉄道関係を除くとタイ人警官が監禁された事件のみが取り上げられた。

③ アンダマン諸島³⁴⁾

アンダマン諸島は、ビルマの南、インドの東の海上に位置し、1942年日本に占領された。裁判で追及された内容は現地住民（ニコバル人、インド人）に対する強制労働やスパイ容疑による拷問、虐殺であった。時期的には1943年、45年に多いが、特に1945年には700人から800人のインド人が海に捨てられ、大半が溺死ないし（陸地に上がった後）餓死してしまったという事件（法廷証第1614号）など、連合国上陸に備え日本軍が親イギリス的な現地住民の大量虐殺を図ろうとした事件が報告されている（法廷証第1617～1621号など）。

④ 海南島（・香港、台湾）³⁵⁾

海南島について、香港や広東から連れて来られた中国人「苦力」に関する報告がある。それによると1943年7月モルヒネ密売の容疑で（実際は大半が罪のない）中国人120名が裁判もなく刺殺された事件（法廷証第1625号）や、特に1942年の時点では毎日10～12人の死亡者が発生するような劣悪な待遇であった状況（その後の死亡数は記されていないが待遇に大きな変化はなかったという）が報告されている。

なお香港はカナダのH・G・ノーラン検察官が立証しているがほとんど

全てが連合国捕虜に対する虐待・虐殺であった。また台湾についても同様に収容所内外で発生した連合国捕虜に関する虐待問題だけであって（当時日本の植民地であった）台湾の現地住民に関する被害報告は全くない。

⑤ 英領ボルネオ³⁶⁾

北ボルネオについては1945年連合国軍上陸に備えて捕虜を強制的に移動させた結果、約2,000人の捕虜のうち生存者6名となった「サンダカン死の行進」を含めた収容所内外における捕虜（「インド国民軍」への参加を拒否したインド人捕虜を含む）虐待が中心であるが、1943年10月ジェットルセン（現コタキタ・バル）にて日本人40人が死亡した現地サラク（スルク）人と中国人による抗日蜂起の鎮圧後の報復措置についても大きく取り上げられている。例えば1944年1月か2月に中国人約170名が処刑された事件、500人から600人が牢獄で死亡した事件、2月13日マンタニエでスルク人の男58名が逮捕され収容所で拷問にかけられ殺害された事件、2日後の15日同地域で25人の婦人及び4人の子どもを殺害し村を焼いた事件、ジェットルセン付近では430人のスルク人のうち生存は125名であったとする状況が報告されている（法廷証第1659～1664号など）³⁷⁾。

⑥ その他³⁸⁾

オーストラリアら英連邦は他にニューギニア、ソロモン諸島などについても立証を担当しているが、これらの地域は激戦地であり、そのため虐殺事件が多く報告されている。現地住民、アジア系の被害を中心に概観すると、ニューギニアでは「土人」を医学実験の「材料」として殺害した事件、1943年から44年にかけて病気のため「無用」となったインド人、中国人の大量虐殺、1944年には連れてきたインドネシア人14人を処刑した事件が紹介されている。ソロモン諸島その他については、1943年中国人、1944年アンボン人、1945年100人の「土人」の殺害が報告されている（なおこれらの地域では捕虜の生体解剖や人肉食も追及されている）。さらに、輸

送船関連については多くがオーストラリアなどの連合国捕虜関係が大半であったが、「労務者」輸送としてジャワ人、「土民」の被害も取り上げられている（書証2通）。

英連邦の検察陣による以上のような立証は、前述のように広大な地域での出来事を網羅的に紹介するものだった³⁹⁾。そしてこのような立証により、戸谷由麻氏も指摘するように、イギリス植民地や太平洋の島々で発生した日本の戦争犯罪は相互に直接の連関はないにしても行為の類似性が認められ、従ってこれら犯罪に関し日本の中央から何らかの指示などが存在するのではないかと推測させる方法を採用していた⁴⁰⁾。また現地アジア人の被った人的被害についても相当程度紹介し、その責任を追及していたということもできる。ただし、これらの犯罪立証はほとんど全てが「BC級戦争犯罪」段階においてのみ行われており、基本的に（収容所での日常的虐待を含め）戦闘行為における犯罪だけが追及対象となった。そのため日本がこれらの地域を占領中に行った軍政の政策による損害など戦闘以外の側面は検察側立証においても触れられることはほとんどなかった。

(2) フィリピン（フィリピン・アメリカ検察官立証担当）⁴¹⁾

次にアメリカ並びにフィリピン検察官が担当した地域について。このうちフィリピンにおける戦争犯罪はアメリカから独立したばかりのフィリピン代表のペトロ・ロベス検察官が法廷での立証を行った。ロベス検察官は非常に長文にわたる冒頭陳述をまず行い、その上で7名の証人、138通もの書証を提出してフィリピンにおける日本の戦争犯罪を告発した。構成としては民間人と軍人（捕虜）に分け、それぞれの被害を立証していく方法をとっている。有名な1942年「パターン死の行進」（8,000人死亡）や1944年パラワン島収容所での約150名もの捕虜の焼殺事件、それにオードネル、ダバオ他の収容所における日常的な（最高刑が死刑であった処罰を含めた）捕虜・民間人虐待といった軍人＝連合国捕虜や（連合国に属する）

民間人に関する証拠も数多く提出されているが、フィリピンの場合、フィリピン検察官が中心になって立証を進められたこともあり、ほとんどが現地フィリピン人である民間人被害に関する書証の方が圧倒的に多い点が特徴であった⁴²⁾。

民間人関係は1941年12月日本のマニラ攻撃から戦闘終結にいたるまでのフィリピン各地における戦争犯罪をかなり詳細に紹介しているが、告発された大規模虐殺の件数が少なくとも1941—42年4件、1943年4件、1944年9件、1945年30件と激増することからも明らかなようにアメリカ軍がフィリピンに再上陸した1944年末以降、事件が集中的に発生した。戦争犯罪はレイテ、ミンダナオ、セブ、ネグロス、ボボルなどフィリピン各地で発生しているが、特に1945年前半（2—3月）のマニラやバタンガス州での大虐殺など戦争末期のルソン島における犯罪が群を抜いて多く被害も甚大であった。例えば2月9日セント・ポール大学における250名もの集団虐殺事件（法廷証第1368号）、10日フィリピン赤十字本社への攻撃虐殺（法廷証第1359号）、12日デ・ラサール大学におけるキリスト信者17名らの虐殺事件（法廷証第1363号）、下旬リーバにおける数百人の民間人に対する組織的殺害（法廷証第1370号）、さらには28日バタンガス・パウアンの教会へ集めた男性328名に対する焼き討ち（法廷証第1374号）などが取り上げられている。また性暴力＝強姦に言及した書証も25通に上り、他の事件と同様に1945年前半マニラ攻防戦の前後に集中していた（ベイビューホテル、マニラホテル、ミラマアパート＝法廷証第1421号など）。

フィリピン検察官主導のフィリピンにおける戦争犯罪の立証では兵士日記や師団長訓令など日本側記録（法廷証第1433、1438～1447号）も可能な限り提出し、これら残虐行為に対する日本側の認識、さらには日本の指導者側の主として事件防止努力を怠ったことへの責任追及も行っている⁴³⁾。さらにロペス検察官はフィリピンの被った人的、経済的損害についてもマニラ国勢統計調査局が調べた数字を提示していた（表4参照、法廷証第1436号）。ただし英連邦の立証と同様に「BC級戦争犯罪」段階のみ

表４ フィリピンでの被害

① 人的被害（死亡者数）

	米 軍, フィリピン軍	米国民	フィリピン市民
殺 人	2,253	317	89,818
残 虐 及 び 拷 問	1,646	25	1,258
餓 死 及 び 怠 慢	35,092	244	7
虐 待	267	0	101
小 計	39,258	586	91,184

備考１．1946年７月９日，連合国最高司令官法務部により作成

備考２．検察側文書第2730号『速記録』第128号，10ページ

② 経済的被害

１．戦争損害

項 目	価 格	配分率(%)
不 動 産 改 修	539,374,320	19.7
官 営 事 業	81,756,232	3.0
工業・商業資産	512,950,454	18.7
公共土木工事の改修	244,988,081	8.9
官 庁	125,663,477	4.6
農 業	281,170,790	10.3
日 本 の 軍 票	535,220,000	19.5
動 産	413,778,327	15.1
図 書 館	5,624,968	0.2
計	2,740,526,649	100.0

２．家屋の破壊

項 目	数
効率学校建築物	15,100
官 庁 建 築 物	1,200
民 間 住 宅	269,950
事 業 場	8,800
私立学校病院	100
教会，修道院	150
計	295,300

備考１．価格は1941年当時で通貨単位はペソ

備考２．検察側文書第2880号，マニラ国勢調査統計局調
『速記録』第129号，14ページ

の追及ということもあり、経済的損害については表 4 やマニラ爆撃・放火事件に関する書証（法廷証第1432～1435号）以外ほとんど明らかにならず、基本的に戦闘行為で発生した案件に対象が限定されていた。

なおアメリカ検察陣はフィリピン段階においてもフィリピン検察陣の援助を行っていたが、フィリピン以外について単独では太平洋諸島、中国、日本内地における戦争犯罪を立証している。とはいえ、そのほとんど全てが連合国捕虜関連の事件であった⁴⁴⁾。

(3) フランス領インドシナ（仏印）（フランス検察官立証担当）

フランス領インドシナ（仏印）に関する状況は宗主国であるフランス検察陣によって立証がなされたが、これまでも指摘した通り、第 5 部「仏印に対する侵略」と第 9 部「BC 級戦争犯罪」の 2 回、日本の占領支配に伴う行為を追及する場があった。

①「仏印に対する侵略」段階の立証⁴⁵⁾

I で少し紹介したが、「仏印」段階においてはオネット検察官が冒頭陳述を行い、その後「1. 準備期間、2. 北部仏印への侵略、3. 泰国侵略、4. 仏印完全占領（南部仏印侵略）、5. 経済的掠奪、6. 太平洋戦争最終の段階における情勢」、すなわち1939年海南島占領から1945年日本降伏までに発生した出来事順に作業を進めた。このうち、日本の仏印支配の実態については、冒頭陳述で日本は「共栄圏の完全体をなす一部とする口実の下」、仏印への「経済的掠奪が漸次増強」し、「印度支那に或種の原材料、特に護謨の供出を強要した」と指摘しており⁴⁶⁾、具体的な書証提出は「5. 経済的掠奪」の中で進められた⁴⁷⁾。まず1941年 5 月「仏印の関税制度、貿易その決済様式に関する日仏協定」、同年 7 月「仏印共同防衛に関する日仏議定書」、1943年 1 月20日「日本・仏印間の決済に関する交換公文」といった一連の条約、協定（法廷証第620, 651, 658, 659号）を提示することで条文上の日本の優越性を明らかにし、次に1941年 6—7 月の枢

密院議事録（法廷証第637, 660号）から日仏協定によってインドシナにおける日本の権益（経済的特権）は増大し、そこで得られる利益は日本が独占できるとの説明があったことを提示した。そして南部進駐直後の状況について、「日本はサイゴンで全く主人公としてふるまい公共建築物の多くを接収した。飛行場の改良には「安南人苦力」が動員されているが虐待を受け脱走も出ている。今のところ日本によるサイゴン近郊のゴム園買収の試みは不首尾に終わっているが、今後フランス人所有のゴム園なども獲得するであろうし既に旺盛な経済「スパイ」活動がみられる」という9月のバンコク駐在ドイツ外交官報告（法廷証第652号）や翌10月「日本は明らかに仏印におけるフランスの経済的、政治的主権を脅かしている」としたパリ駐在ドイツ休戦委員会からの報告（法廷証第654号A）を提出した（両報告共にドイツ本国外務省あて）。

ところが、「経済的掠奪」の書証提出はこれで終わり、立証作業は「太平洋戦争最後の段階における情勢」、すなわち1945年3月の「仏印処理」関連へ一気に進んでしまう。「仏印処理」の立証は1945年2月最高戦争指導会議決定や仏印総督への最後通牒、仏印進駐日本軍司令官布告と日本降伏後まとめられた第38軍の活動に関する記録、「仏印在住フランス人、インドシナ人、連合国人」の安全保障を日本政府に要求した「フランス共和国臨時政府警告書」（法廷証第661～665号）を提出し、特に第38軍記録や警告書は武装解除時の衝突や北部仏印拠点に自国民の完全独立を狙った「越南党⁴⁸⁾」の掃討などにも言及している。ただし、これらの書証提出でフランス検察官は「仏印に対する侵略」段階の立証を終了したので、結局「真珠湾攻撃」の直前から「仏印処理」までの間の状況については（冒頭陳述における日本の経済的収奪の言及や1943年の交換公文を除き）紹介されることはなかったのだ⁴⁹⁾。この点冒頭陳述では、1941年12月真珠湾攻撃とほぼ同時に日本側は仏印に新しい軍事協定を課して占領地域を完全に日本の制圧下に置き「その時以後日本は印度支那の主人となった」と主張し、1945年の「仏印処理」については「地方的抵抗運動による反乱を予

防するため」実施したとの認識を示している⁵⁰⁾。要するに、真珠湾攻撃以降の仏印はほぼ完全に日本支配下に入ったとする理解であったといえるが、実際には「真珠湾攻撃直後の軍事協定締結」という事実はなく、またそれ以上に「仏印処理」まで形式的であるにせよフランスもインドシナに対する主権を有した事実を曖昧にするものであった。

ここで改めて「仏印に対する侵略」段階の立証を概観すると、提出された書証は日仏間の公的な外交文書の他は、外務省、軍、枢密院といった日本側史料、それにドイツ外務省関係文書からなっておりフランス側資料は前述の臨時政府警告書（法廷証第665号）を除いてない。これは周知のように、フランス本国が1940年ナチスドイツに降伏し、傀儡政権とされるヴィシー政権が成立していたという事実が一因であることは間違いなく、フランス敗北を利用してドイツとの協力の下に日本は仏印侵略を段階的に実行したというのがフランス検察官の描く全体の構図であった。また冒頭陳述において南部仏印進駐の一因に「反日感情とドゴール將軍政権に対する同情が結び付く」懸念を挙げ、真珠湾攻撃直後のドゴール派（フランス国民委員会）の対日宣戦を紹介し、書証提出の際もドゴール派対策を示唆する説明を行い⁵¹⁾、「仏印処理」直後の臨時政府警告書提出で立証を終えたことから明かなように、検察の立証はドゴール派の存在を強調するものであった。とはいえ、当時の日本はヴィシー政権のみを承認して交渉を行っており、またインドシナのフランス当局も日本との関係上ヴィシー側に立っていたことは事実であるため、検察陣は日仏間取り決めに関する書証を提示することでヴィシー政権の存在を完全否定することは避ける立場を取っていた。このためフランス検察の立証においてインドシナのフランス当局の言及が少なくなり、ドゴール派が対日宣戦した真珠湾攻撃から「仏印処理」に至るまでの仏印の状態を事実上省略する結果につながったものと推測される⁵²⁾。なお南部仏印進駐直後のドイツ外交官報告（法廷証第653号）を引用する形で、日本による「安南独立運動」、具体的には「アジア連盟」の活動やクオン・デ公の擁立やフランスに対する「土着煽

動者部隊」の編成や対仏反乱を宣伝する動きを「日本の領土拡張運動の道具」として紹介していたことも指摘しておこう⁵³⁾。

②「BC 級戦争犯罪」段階の立証⁵⁴⁾

「BC 級戦争犯罪」段階でのフランス検察陣の立証は、1930年代末から事実関係を提示した「仏印」段階とは異なり、1945年3月の「仏印処理」以降に発生した事案のみを対象としている（例外は1944年中国人「苦力」殺害やサイゴン憲兵隊に謀報容疑で連行された中国人のうち15人が処刑された事件＝法廷証第2140号）。内容は「仏印処理」直後のランソン（法廷証第2118, 2120, 2121, 2152号など）をはじめ各地で発生した捕虜、子どもを含めた民間人虐殺と主に民間人に対するハノイ、サイゴンでの憲兵隊の拷問、憲兵隊司令部や収容所における劣悪な待遇が大半である。強姦の告発も8通と多く、被害者の大半は白人（フランス人）であるが、一件現地人女性への「暴力強制賣淫」要求が報告されており、慰安所の存在も示唆されている（法廷証第2120号）。なお「インドシナ人」、「安南人」と記載されている現地民の被害に言及した報告も計11通に上っており、ある程度の追及がなされたことは事実である。ただしその多くがフランス側の兵士として殺害された事例であり、「日本とフランスの衝突」以外の局面における現地住民の被害はほとんど取り上げられることはなかった。

ところで「BC 級戦争犯罪」段階においてフランス検察陣は、書証提出の他、印度支那戦犯調査団代表のフェルナン・ガブリラグを証人として調査結果（法廷証2157号）を証言させる方法を採用したが、これに対する反対尋問において弁護側は主として(a) 仏印にあったフランスの行政組織や軍はどこに属していたか、(b) 証言者個人は、戦争中フランスのどこの組織に属していたかを問いただした⁵⁵⁾。執拗な質問にガブリラグは「フランス」とのみ答え続け、弁護側との間でかみ合わない問答がしばしば続くことになるのだが、このガブリラグの曖昧な（恐らくある時期までヴィシー政権側に属していたと推測される⁵⁶⁾）答弁こそ、日本の仏印侵略を追及

するフランスが抱えていた問題を浮き彫りにするものであったといえよう。

小括すると、フランス検察陣は日本の仏印侵略について、戦争状態における犯罪以外の日本の行動、日本の仏印支配の実態も追及しようとする姿勢はみられた。しかし、実際の仏印は「仏印処理」まで日本とフランスの共同統治であり、また当時フランス本国は親ナチスのヴィシー政権と亡命政権であるドゴール派に分かれ、仏印のフランス当局はヴィシー派に属していた。フランス検察官はこれらの事実を曖昧にしつつ南部仏印進駐と真珠湾攻撃を以て日本は仏印を事実上完全に支配したとする立証を行った。そのためか、立証は真珠湾攻撃から「仏印処理」の間のインドシナの実態が不明なまま終了し、最終的な判決では「仏印処理」以降が明確に「侵略」と判定されるに止まる。一方「仏印処理」以降のみを対象にした「BC 級戦争犯罪」はほぼ全面的に事実認定されることになった。

(4) オランダ領東インド（オランダ検察官立証担当）

最後にオランダ検察陣が追及したオランダ領東インド（蘭印）の状況について。フランスと同様、オランダは「BC 級戦争犯罪」段階の他、「和蘭に対する侵略」段階でもオランダ領東インドにおける日本の犯罪を立証する場があった。ここでは先に「BC 級戦争犯罪」段階における追及の状況を整理したい。シニング・ダムステ検察官による立証は地域、残虐行為の種類、主要な被害者グループ（捕虜、民間人抑留者、大半が現地住民である一般民間人）に整理・分類分けをしながら行ったところに特徴があった。なお証人・書証の他、収容所の実態を映した記録映画（“Nippon Present”＝法廷証第1765号）もオーストラリア検察陣との協力の下、12月26日の法廷で上映している⁵⁷⁾。

①「BC 級戦争犯罪」段階

(a) ジャワ⁵⁸⁾

1942年のジャワ占領直後に発生した捕虜（看護婦も含む）虐殺が数件立

証されている他、収容所における白人民間人やインドネシア人を含めた収容者への日常的虐待や悲惨な衛生状態、ジャワから他の地域（泰緬鉄道、日本、アンボン、チモール）に連行された事実が追及されているが、「西欧人に比べ扱い易く宿命主義者で反抗的でないジャワの土着民」に対し行った「征服の戦争目的を助長するための強制労働⁵⁹⁾」である「労務者」問題についても大きく取り上げられている（法廷証第1726～1745号）。シンガポール法務局からの報告（法廷証第1351号）も交えつつ、志願労働と呼ばれるが実際は強制的に徴用された約27万人にのぼる労務者が、主にシンガポール（法廷証第1728～1737、1745号）、一部がボルネオ（法廷証第1727、1740号）、セレベス（法廷証第1738～39号）、フィリピン（法廷証1743号）、タイ（法廷証第1744号）などへ連行されたが、輸送、食事、医療の面で捕虜以上にひどく扱われて半数以上が死亡し、本国には7万人しか帰還していないとされている⁶⁰⁾。また、白人・現地住民共に正当な手続き・裁判なしの処刑、憲兵隊による（セマラング市長も含めた）数々の拘束・拷問（法廷証第1747号など）、1944年から1年間の死亡率が51%というチピナング監獄（法廷証第1761号）の存在、さらには白人民間女性に対する強姦事件（1942年＝法廷証第1719号）や「暴行及び強制買淫」（1944年＝法廷証第1725号）事件も立証されている。

(b) 蘭領ボルネオ⁶¹⁾

日常的な収容所における虐待や1945年の飛行士処刑といった捕虜・抑留者関係も多く立証されているが、白人民間人や現地住民の虐殺・大量処刑の告発も目立っている。大きな事件としては1942年2月（占領直後）のバリクパパンでの80—100人の白人民間人虐殺、1943年ボルネオ知事を含めた民間人の処刑（法廷証第1695号）、そして1943年10月と翌年1月に発覚した日本軍に反対する共同謀議のため1,340名もの中国人、インドネシア人、オランダ人が「トケイ隊⁶²⁾」に逮捕され、6月に処刑された事件（ボンティアナック事件＝法廷証第1696号⁶³⁾）、1944年中国人120人、マレー人

7 人の処刑が立証されている（法廷証第1698, 1699号）。他に1943年初め以降、インド人と中国人婦女が捕らえられ、強制的にポンティアナックの慰安所へ連行された事件（法廷証第1701～1702号）も立証された。

(c) スマトラ⁶⁴⁾

証人（リンガー、リーンヘヤら）の証言で書証を補充する形で立証が進められた。1942年バンカ島における看護婦22名、10名の患者を含む捕虜が生存者3名を除き殺害された事件といった占領直後発生の事件や拷問にかけた捕虜を現地住民にさらしものにした事件を含めた捕虜・抑留者収容所における虐待、過酷な状況は他の地域と同様であるが、1943年5月日本軍に参加することを拒否したインドネシア人捕虜が殺害されている。アジア系労働者＝「労務者」についてはスマトラからシンガポールへ連行された労務者の存在、また1945年ジャワから滑走路建設のために連行されてきた21000人は給料や食糧が与えられなかったため日本降伏時には700人しか生存しなかったことも立証されている（法廷証第1773号）。また1943年パレンバンにおいて扇動計画に加わっているとされたアンボン人80名が裁判なしに処刑された事件（法廷証第1777号）も追及された。

(d) セレベス⁶⁵⁾

1942年占領直後に発生した捕虜・ゲリラ戦参加者への残虐事件とその後の収容所における虐待、憲兵隊による強姦などは他の地域と類似しているが、収容所内でのインド人捕虜の殺害、またオランダ領東インドの中でも東方に位置するためか、戦争末期の飛行士処刑の立証が多い（書証6通）。現地住民については1942—44年に計4件の裁判なしの殺害事件が立証されている（法廷証第1808, 1814～16号）。

(e) チモール（東チモールを含む）⁶⁶⁾

チモール島は西部がオランダ領東インドの一部、東部が中立国ポルトガ

ルの統治下にあったが、立証は一括してオランダ検察官が担当している。

チモールでも占領直後の残虐事件とその後の収容所での虐待についての報告が多いが、東チモールでも1942年3月にオランダ軍将校、9月にポルトガル衛兵が攻撃殺害され、ポルトガル人の抑留者も食糧、医薬品不足から多くの死者が出たことが明らかになっている。現地民関係では1942年12月東チモールにおいてオーストラリア軍との戦闘遂行のために50—60人の原住民殺害事件（法廷証第1791号）、また1944年に憲兵隊員殺害容疑によりルアングの地方知事を含めた100人以上の処刑・殺害事件（スルマタ騒擾事件＝法廷証第1793号）、さらに殺害された原住民の現地夫人らを「淫売婦」にし「遊女屋」を設立したり、地方知事に女性を「遊女屋」に出すよう強要した事実（法廷証第1794号）を追及している。

(f) アンボン⁶⁷⁾

アンボンについては、実はオーストラリア検察陣の立証であるが蘭領東インドの一角であるからここでまとめておく。地域の事情か、オーストラリア検察陣による立証のためかどうかは不明であるが、現地住民関係は1942年婦女暴行と翌年のアンボン人処刑（ただし伝聞）のみが取り上げられていて（法廷証第1824号）、他は捕虜関係のみの構成である。1942年ラハをはじめとする地域における計300人以上の捕虜虐殺と過酷な待遇による病死、爆撃、死刑、薬物注射による殺害等で528人の捕虜が死亡したとされるタントイ兵営をはじめとする収容所での虐待が立証された。

以上のように、オランダ検察官による蘭印における日本の「BC級戦争犯罪」追及は、戦闘直後に発生した虐殺事件やその後の捕虜・民間人に対する収容所での虐待行為の他に、憲兵隊や「トッケイタイ（海軍特警隊）」による不当な検挙・拷問、さらには現地住民に対する残虐行為が時期を問わず行われていた事実を網羅的に立証していた。そのことによって英連邦検察陣による追及と同様、類似の残虐行為が蘭印において繰り返し

行われたとする検察側主張を明確に印象付けることになる。また戦闘行為以外の日本支配下における犯罪の告発にも力を入れていた点も大きな特徴であり、民間抑留者の他、現地住民の被害もかなり重視していた。この点、同様に戦争犯罪以外の側面を追及しようとするものの自分たちとの接点のない現地住民被害には関心の低かったフランスとも異なる特徴であった。

②「和蘭に対する侵略」段階⁶⁸⁾

「BC 級戦争犯罪」を除く日本のオランダ領東インド（蘭印）侵略に関する立証は「太平洋戦争」段階の最後として、I で触れたように冒頭陳述に続いてオランダの領土保全条約（ワシントン条約中の四国条約＝法廷証第 24, 25号）の確認から日本の蘭印への野心、侵略までの過程を時代順に書証提出をしつつ進めていった⁶⁹⁾。そして日本占領後の状況についても、最後の「6. 日本による蘭印占領」において扱われることになる。

日本の蘭印支配について、ミュルデル検察官は1942年大東亜省についての枢密院審査委員会議事録や官制（法廷証第90, 687号）、1943年大東亜会議に関する資料（共同宣言、演説＝法廷証第1346, 1347号）、1944年の「蘭印独立施策に関する件」（法廷証第1348号）、1945年7月の最高戦争指導会議決定（蘭印独立措置に関する件＝法廷証第1349～1350号）などの書証を提出し、それに収容所抑留中からマレー語の新聞翻訳等を通じて日本の占領政策について通じていたデ・ウェールト陸軍大佐が日本軍の蘭印占領政策に関する報告（法廷証第1351号⁷⁰⁾）と証言を加えることで立証を進めたが、これらの作業でオランダ検察官が強く指摘したのは次の2点である。

第1に、日本による蘭印支配は、社会の全分野における西欧なるものの一掃であり「日本化」を目指していたとする。この点ミュルデルの冒頭陳述は「これまでの政治形態を根本的に排除」した「独裁的日本に沿った全く新たな地方政治組織」、「民主主義的標準によっては受け入れられない全く異なった法律観念によって運営される日本の司法制度」が導入され、経

済も「独裁的に指導された機構に統一」され、その結果「全住民は貧窮」し「数十万は日本軍の奴隸的労働者」になった。さらに全社会機構も日本の支配下におかれ、戦争勃発後閉鎖された学校は一部再開されたが「日本崇拜の鼓舞」がもっぱらの使命となる。これらを含め「好戦、残酷及び西欧への憎悪」といった「全体主義の注入」が進行し、「悪名轟く日本の憲兵隊の恐怖支配によって、蘭印における社会の全分野における日本化が1年有余の中に完遂された」と主張している⁷¹⁾。デ・ウェルトも占領直後から欧米人は収容所に抑留され、政治・経済・社会・文化あらゆる面で西欧色が一掃されて「日本」的なものに変化し「社会の全ての部門がファシスト化した団体に組織された」。そして「国民精神力の中心」という意味を持つ運動・団体である「プートラ⁷²⁾」（1943年3月）やジャワ青年団（1943年4月）が結成される。「プートラ」は翌年「ジャワ奉公会」やジャワ全体を小部落に分割した隣組導入もあって解散されるが、以降も現地民動員が宣伝部の活動を伴いつつ試みられた。またイスラーム教徒への懐柔工作も数多く存在した団体を「マシュミ（インドネシア回教徒協議会）」に統合し、「回教徒の狂信に働き掛ける古い策略」を採用することで進められた。一方で排日的とみられたインドネシア人はボンティアナック事件その他にみられるように徹底した弾圧を受け、また「労力供源地」であったジャワは「苦力」の強制徴集が進められ過酷な待遇により多くが死亡したなどと主張するのであった。

第2に、1943年以降、日本側は蘭印に「見せかけの独立」を与えようとしたとする。ミュルデルは冒頭陳述において、日本は「南方」に対し1. 一挙併合か2. 傀儡政権をつくるという支配方法を考えていたが、蘭印については1943年6月「ある程度の政治参加」の約束以降、戦争協力を引き出すため将来の独立が模索され戦況悪化と共にこの動きは加速した。結局「8月14日日本は屈服した」が「かかる事態にも拘らず」、「日本軍は日本によって養育された国家が確立されるよう努め」「独立が宣言された」。そして23日訣別の挨拶で「日本と新生国家の国民の友誼は既に確立不易のも

のとなったと声明」するに至ったとしている⁷³⁾。デ・ウェールトも（証言で読み上げられた報告自体が「最後の関頭において南方に日本と友好関係を持つ国家創設」への過程とみなして4段階に時期区分したものであるが⁷⁴⁾）、1943年以降、徐々に住民の協力を得るために「親日傀儡国家」として「独立」を付与する方向に動いたとみる。そこで独立運動派への接近を図るのだが、その中でスカルノらが「日本に協力せんとする国家主義の指導者となり⁷⁵⁾」、1943年10月に郷土防衛軍（防衛義勇軍）が設置され将校養成をはじめられた。小磯による約束（1944年）や一部義勇防衛隊の反乱（ブリタル蜂起、1945年2月）を経て、5月「独立調査準備委員会」、8月「インドネシア傀儡国家設置」準備が始まる。最終的に8月14日から21日の1週間、日本当局は敗戦を隠ぺい（＝「盗まれた週間」）するなか、日本当局に呼び出されたスカルノが17日に独立を宣言したと主張するのであった。

以上の検察側立証に弁護側は反発し、デ・ウェールトへの反対尋問を通じて検察側主張への疑問・反論を展開した⁷⁶⁾。主な疑問・批判点としては、以下の3点、すなわち第1に占領直後の行政機構閉鎖や抑留措置は当時の状況から最善の策ではなかったか、第2に占領支配を「日本化」と批判するがオランダの植民地統治も似たようなものではなかったか、むしろ日本支配下の方が政治機構にインドネシア人は参与できたのではないか、第3にスカルノの独立宣言は日本のそそのかしなのか、が指摘できる。これに対しデ・ウェールトの証言は「自分の見聞きしたことだけ」と概ね慎重かつ留保をつけたものであったが、i 日本占領前の「歴史教科書は何ら偏見がなかった」が日本占領以降は日本語や日本精神などが追加された「非常に困ったものになった」。ii オランダ統治下では行政権を分割しオランダ社会と現地民社会を別に組織（間接統治）したのに対し日本は単一制度にした上で日本人が重要な地位を占めている。iii オランダ統治下では（日本と違って）独立運動に対する言論を発現できた⁷⁷⁾。iv 日本軍が奨励した「プートラ」は「完全にファッショ的な基礎」を持っていた。そ

してv 独立についてはスカルノが8月16日に総督に連れて行かれたことから日本側による示唆・関与があったのではないかと証言し、弁護側との見解の相違が埋まることはなかった。

デ・ウェールトは自らの証言（による説得）ではなく、弁護側の質問を「妨害」したウェップ裁判長の「助力」によって反対尋問を切り抜けることができたのだが、以上の証言からも明らかなように、彼はオランダによる植民地支配は正当なものという確信をもって日本の支配を批判していた。一方スカルノによる「独立宣言」への日本軍関与は事実誤認であったが、より問題なのは「独立宣言」への日本の関与という筋書きをさらに進めて日本の蘭印支配と独立運動そのものとを結び付けた点にあった。要するにスカルノらインドネシア独立運動派は西欧と異質で「ファシスト」「国家主義」的な日本の傀儡、ないし「日本化」によって形成された面がある存在と理解するものであり、こうなるとオランダによる独立運動弾圧を正当化することも可能となった。もともと植民地支配自体に批判的であったアメリカ人を中心とする弁護側がこのような主張に反発するのは当然であり、検察側最終論告の段階でオランダ検察の「日本化」立証部分は無視されることになる。結局、オランダ検察官による日本の蘭印占領支配追及は、起訴状に明記された「BC級戦争犯罪」の範囲を超え、広範に日本軍政を批判する内容であった。しかし彼らが抱く植民地主義的見解も災いして追及が判決に反映されることはなかったのだった。

ま と め（「おわりに」にかえて）

裁判起訴状（表1参照）を読む限り、「占領各地域の民間人の流刑、公私財産の掠奪、民間労働の課役、敵国への忠誠宣誓、各地域の「ドイツ化」」を「戦争犯罪」として起訴状に明記していたニュルンベルク裁判に比べ⁷⁸⁾、東京裁判は占領地域住民の被った（特に経済的）被害を軽視していた。検察側立証・弁護側反証それぞれの構成と争点をみる限り、東京裁

判全体の枠組みは「平和に対する罪」に力点が置かれ、また「BC 級戦争犯罪」についても最終論告、最終弁論の名称が「俘虜に関する最終論告」「一般最終弁論・俘虜関係」であることに象徴されるように連合国捕虜問題が中心とみなす傾向が強かった。占領地域住民の大半が現地アジアの住民であることから、東京裁判に「アジア不在（軽視）」の性格が存在したことは否定できない。

しかしながら各国検察官による具体的な日本の戦争犯罪立証過程では起訴状で軽視されていた連合国捕虜問題以外の事例、すなわち欧米民間人や現地アジアの住民に対する虐殺、強制連行、抑留、虐待、女性への性暴力が告発され、また仏印、蘭印（それに中国）では日本の占領支配それ自体も追及の対象となるなど、全体の枠組みと実際の審理との間にズレが少なからずみられた。東南アジア在住の住民に限定しても占領直後のマレー・シンガポールや戦争末期のフィリピン、ビルマ、アンダマンなどにおける大量虐殺、ジェットルセンにおけるスルク人らの殲滅や蘭印における抗日インドネシア人の弾圧、ジャワ（27万人）やスマトラ、ビルマ、マレー（1万人以上）などから徴用して泰緬鉄道建設（15万人動員）その他過酷な労働に従事させ多くが死亡したアジア系「労務者」の問題や収容所内や憲兵隊による日常的な虐待と女性への性暴力、さらには「日本化」や経済的な損害も部分的にせよ明らかになった。各地で発生した事件証拠と被告との間の直接関連が乏しいという問題もあり、最終的な論告・判決をみる限り、この「ズレ」は東京裁判全体の枠組みを変えるには至らなかった⁷⁹⁾。とはいえ、被告に死刑を宣告する際の基準になったことから象徴されるように現地アジアに対する損害を含めた「BC 級戦争犯罪」の占める比重がより高まったことも事実である。

その際注目すべきは日本の占領を主導していたアメリカ、それにイギリスが東京裁判について専ら「平和に対する罪」追及に力点を置いたのに対し、フィリピン、オーストラリア、オランダそれにフランスの検察官が「BC 級戦争犯罪」追及に熱心だったことである。先行研究でも明らかに

なっているが、i 起訴状起草段階（1946年4月）において、イギリスのコミンズ・カー検察官が起草した原案に「民間人に対する残虐行為」などが欠落していたのを、ミュルデル、オネト、ロベス検察官の要求で（ミュルデルが主張した日本占領の政治・経済的側面の「違反」の明記はできなかったものの）「民間人被害（附属書D第11, 12節）を追加させることができ⁸⁰⁾、ii 審理途中の1946年8月以降、アメリカのトルーマン大統領やマッカーサーの意向を受けたキーナン首席検事（アメリカ）が「BC級戦争犯罪」を立証から取り下げる提案を打診したのに対しマンスフィールド、ロベス、ミュルデルが反対し、結果立証期間短縮（6週間）で妥協せざるを得なかったという事実⁸¹⁾からも、これら4国の検察官がアジア各地で日本の犯した具体的な戦争犯罪追及に熱心であったことが分かる。オーストラリアが英連邦としてイギリス植民地における日本の犯罪を追及することによって「BC級戦争犯罪」の立証は東南アジア全域に及ぶことになるが、当然この4国の立場・主張の背景はそれぞれ違うものであった。

このうちフィリピンの場合、フィリピン民衆が日本の戦争犯罪の直接の被害者であり、裁判関係者も日本の戦争犯罪を見聞き、或いは体験していた⁸²⁾。従って東京裁判という舞台を使ってフィリピンの受けた被害を訴えることに力点を置いていた。オーストラリアの場合、建国以来初の国土空爆や隣接する蘭印・ニューギニアでの激戦、そして捕虜への虐待行為を通じて日本を軍事的脅威と感じており、それゆえ日本の戦争犯罪に対して特に強硬な態度をとっていた（なおオーストラリアは東京裁判の被告選定において昭和天皇の訴追を主張した国として知られる）。ただ両国とも一方で起訴状に示された枠組みに沿った立証を行ったためほぼ人的被害のみの追及に止まった。

一方、フランスとオランダの場合は、それぞれインドシナ、現在のインドネシア大半を領有する「植民地帝国」であり、加えて裁判の審理中も両国は独立派との戦争中であった。「脱植民地化」の動きに頑迷に抵抗する帝国主義国というわけだが、本稿で紹介したように、だからといって現地

住民を無視するわけではなく日本の占領に伴う諸問題追及にはむしろ熱心であった。両国の態度は、恐らくは自国の植民地支配を正当化し現地住民に支配を納得させるために日本の占領が自分たちの統治とは似て非なる過酷なものであったことを強調する必要があったからだと考えられる。「事件」の責任者を厳しく処罰することで日本の占領で綻びを見せた帝国の威信回復を図ろうとした側面も無視できない。この点最大の植民地帝国であるイギリスの場合、オーストラリアに「BC 級戦争犯罪」の立証を任せた感があるが、オーストラリア検察陣が法廷で提出した書証の多くはイギリスがマレー、ビルマ、北ボルネオなどで開廷していた「BC 級戦犯裁判」からのものであったことを考えると、イギリスがフランス、オランダと似た立場であったことは間違いない。

もっともフランスの場合、当時本国がナチスの傀儡とみなされたヴィシー政権であり、戦争末期まで日本と共同統治を続けた事実もあって曖昧な立証に終始することになり、フランスと関わりの少なかった現地住民への関心は低かった（その意味では「アジア軽視」の範疇に入るかもしれない）。オランダの場合、起訴状に明記できなかった日本の占領支配に伴う諸問題を法廷で提示し「日本化」として糾弾している。日本の植民地支配、特に1930年代後半以降のそれへの英米領事の評価などをみる限り⁸³⁾、大戦中の日本によるアジア各地の占領は欧米による統治とは異質なものだとするイメージがオランダ以外の欧米諸国も大枠において共有していたように推測され、「ロームシャ」「ケンペイタイ」が現地語として定着した事実を考えても支配の実態が過酷であったことは間違いない。ただオランダの追及は現地住民に対する措置を含め支配の過酷さを浮き彫りにする一方、日本支配と独立運動の関係も示唆することでインドネシア建国を目指す独立派を非難し自己の植民地統治を肯定する狙いがあった点、大きな問題を孕んでいた。結果、政治・経済的な「犯罪」は起訴状で明記されなかったこともあり判決に生かされることもなかったのだった。

従って東京裁判について、「はじめに」で紹介した「人被害の面では

合計で1割に満たない国々が判事席の7割以上を占めた」ことは否定できないが「植民地宗主国によって代表された法廷は、アジアの現地民衆に加えられた被害を正面から取り上げて裁く場にならなかった」というわけでもなかった。もちろん、「労務者」にしても各地で発生した残虐事件にしても、東京裁判は（「BC級戦犯裁判」を含め）アジア各地で実際に発生した「犯罪」の中の一部しか立証できなかったことは間違いない。とはいえ、日本の占領に伴う諸問題が一定程度取り上げられたことも事実であり、それは「公正な裁判」による「法と正義の追求」という戦争犯罪裁判共通の目的の他、植民地宗主国にとって自らの統治の正当性や威信回復という政治的理由も含んでいた。とすると、「東京裁判は旧植民地支配者による植民地喪失に対する復讐」であり少なくとも「植民者としてふるまおうとした」とされるが、それだからこそ当初の見通しよりは現地アジアの被害立証がなされ、（フィリピン・中国といったアジアからの参加国の他）、植民地宗主国も追及に熱心であったといえることができる。この点こそ、東京裁判の一つの大きな特徴であり限界でもあった。

- 1) 以下、『極東国際軍事裁判速記録』（和文）からの引用は『速記録』、何号、何頁と記す。
- 2) 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』第3版（東信堂、1993年）30頁。
- 3) 荒井信一『戦争責任論』（岩波書店、1995年）164頁。
- 4) 長尾龍一「解説」（清瀬一郎、『秘録東京裁判』中公文庫、1986年、285頁）。
- 5) 連合国捕虜問題については数多くの文献が存在するが、東京裁判に即して整理したものとしては油井大三郎・小菅信子『連合国捕虜虐待と戦争責任』（岩波ブックレット、1993年）を参照のこと。
- 6) 戸谷由麻『東京裁判』（みすず書房、2008年）
- 7) 永井均『フィリピンと対日戦犯裁判1945-1953年』（岩波書店、2010年）
- 8) なお東京裁判の全体像については、戸谷、前掲書の他、「国際関係」からの重要な業績として日暮吉延『東京裁判の国際関係』（木鐸社、2002年）、開廷前までであるが国際検察局（IPS）文書を使って裁判の骨格を整理した栗屋憲太郎『東京裁判への道』全2巻（講談社、2006年）、さらに法的問題から整理したBoister, Neil and Cryer, Robert, The Tokyo International Military Tribunal: A Reappraisal (Oxford, 2008) [日本語訳、N. クライヤー・R. ボイズナー、栗屋憲太郎・藤田久一・高取由紀監訳、岡田良之助訳『東京裁判を再評価する』日本評論社、2012年]などを挙げることができる。

- 9) 東京裁判で取り上げられた、南京事件については洞富雄『決定版・南京大虐殺』（現代史出版会、1982年）をはじめ、吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』（青木書店、1986年）、笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』（柏書房、2006年）、『南京事件70周年国際シンポジウムの記録』（日本評論社、2009年）など数多くの業績がある。アヘンについては江口圭一編『資料日中戦争期阿片政策』（岩波書店、1985年）、同『日中アヘン戦争』（岩波書店、1988年）など。なお中国は東京裁判に参加した数少ないアジアの国であり、経済的な損害も含めて一定程度追及・立証がなされている。従って東京裁判における中国問題を今一度網羅的に整理する作業が必要のように考えられる。今後の課題としたい。
- 10) 起訴状は『速記録』に収録されていないので、東京裁判刊行会編『東京裁判』上（東京裁判刊行会、1962年）に収録されているものを利用した（102～155頁）。
- 11) 検察側立証の構成は以下の通り。第1部「一般段階」、第2部「満洲事変」、第3部「支那事変」、第4部「独伊との共同謀議」、第5部「仏印に対する侵略」、第6部「対ソ侵略」、第7部「日本の一般的戦争準備」、第8部「太平洋戦争」、第9部「戦争法規違反、残虐行為」、第10部「個人別追加証拠提出」。
- 12) なおマンスフィールド検察官による「BC級戦争犯罪」段階の冒頭陳述はフィリピンについての立証の後、行われている。『速記録』第132号、7～9頁。
- 13) なおワイルドは証言を行った直後の9月25日飛行機事故で亡くなっており、30日の開廷直後にコミンズ・カー検察官らが追悼の意を表している（『速記録』第79号2～3頁）。Jim Bradley, Cyril Wild (1991) [日本語訳、小野木祥之訳『知日家イギリス人将校シリル・ワイルド』（明石書店、2001年）] 参照。
- 14) 弁護側反証の構成は以下の通り。第1部「一般段階」、第2部「満洲及び満洲国」、第3部「支那事変」、第4部「対ソ関係」、第5部「太平洋戦争」、その後「個人弁論」。
- 15) 山本は大東亜共栄圏については「詳細に存じません」、マレー未独立については「実情は他地域と比べ進んでいなかった」、蘭印の扱いについては「大東亜省の管轄外でその後自分はタイ大使になったから事情は知らない」、「内面指導」については「相談に関わるという意味」、大東亜省については「もともと自分は設置に反対していた」などと証言している。『速記録』第174号13～14頁、第175号、第176号5～12頁、第177号1～2頁参照。なお村田省蔵の証言に対して特に尋問は行われていない。
- 16) 『速記録』第263号、2～8頁。
- 17) 例えばビルマについての田住元三（ラングーン収容所長）の書証（法廷証第3087、3088号、『速記録』第264号、7～9頁）、スマトラについての古恵三郎の書証（法廷証第3095号、『速記録』第264号20頁）、泰緬鉄道についての安田常男（陸軍軍医）の書証（法廷証第3100号、『速記録』第265号12頁）、など。
- 18) 東京裁判刊行会編、前掲書（中）、179頁。
- 19) 富士信夫『私の見た東京裁判』上（講談社、1988年）504頁。
- 20) 「準用」問題については一又正男「戦争裁判研究余論（1）1929年捕虜問題準用問題」（『国際法外交雑誌』第66巻第1号、1967年）を参照。
- 21) 多数判決は『速記録』別冊、判決（東京裁判刊行会、前掲書（下）56～162頁にも収録）。
- 22) パル判事の反対判決は、東京裁判刊行会編、前掲書（下）345～935頁に収録（『第6

- 部』は842～930頁）。なおバル判事については近年刊行された、中里成章『バル判事』（岩波新書、2011年）も参照。
- 23) ベルナルは個別の（被告に対する）刑の決定にあえて立ち入ることはできないとしている。ベルナル判事の反対意見は、東京裁判刊行会編、前掲書（下）、193～214頁。
- 24) レーリンク判事の反対意見書は、東京裁判刊行会編、前掲書（下）、215～344頁。なおレーリンクの意見と本文でも紹介したオランダ検察陣の立証・追及とは直接の関係はない。レーリンクについてはL.van Poelgeest, *Nederland en het Tribunaal van Tokio* (Arnhem, 1989) [日本語訳, L. ヴァン・プールヘースト, 水島治郎・塚原東吾訳, 栗屋憲太郎解説『東京裁判とオランダ』(みすず書房, 1997年)]も参照。
- 25) ハラニーヨ判事の同意意見は、東京裁判刊行会編、前掲書（下）、176～192頁。なお永井均、前掲書、180～187頁も参照。
- 26) マレー・シンガポールについては『速記録』第132号10～21頁、並びに期間外の審理であるワイルド大佐証言（『速記録』第65号16頁～第72号6頁）を参照。
- 27) マレー・シンガポールの虐殺はワイルドの証言（『速記録』第66号4頁、第69号4頁～第70号4頁など）並びに法廷証第1499～1501号（『速記録』第132号14頁）などを参照。なおシンガポールにおける中国人虐殺については日本側記録（俘虜調査委員会『華僑処断状況』、河村三郎少将日記、大本営大東亜機密作戦日記＝法廷証第476号）も提出されているが、今日では犠牲者数4―5万人とされている。マレー半島における虐殺も含め高嶋伸欣・林博史編『マラヤの日本軍』（青木書店、1989年）、林博史『裁かれた戦争犯罪』（岩波書店、1998年）も参照。
- 28) 『速記録』第67号5頁。
- 29) ビルマ・タイについては、『速記録』第132号21頁～第134号4頁の他、前述のワイルド証言やコーツ証言（『速記録』第120号9頁～121号18頁）でもビルマの状況について言及している。なお、ビルマについてはビルマ人検事補が裁判途中から証拠収集を行っており、戦争末期の住民虐殺事件の立証に役立ったとされるが、戸谷由麻、前掲書によると、ビルマによる戦犯調査の実態は今のところ不明な点が多い（242頁）。
- 30) 泰緬鉄道はノンブラドック・タンビュザヤ間。インド・ビルマにおける作戦を促進するため短期間（1年半）で完成させたが、作業当地はジャングルの山岳地帯で伝染病多発地域でもあったため犠牲者が続出した。日本側の記録（捕虜収容所長からの報告、俘虜患者調査表、戦後日本政府による報告書、『速記録』第68号4頁～第69号4頁参照）も提出されたが、捕虜1万人、「苦力」3万人が死亡したとしている。泰緬鉄道については幾つかの研究書、文献が存在するが差し当たり、内海愛子ほか編『泰緬鉄道と日本の戦争責任』（明石書店、1994年）、中原道子「東南アジアの「ロームシャ」」（『岩波講座 近代日本と植民地』第5巻、1993年）を参照。
- 31) 『速記録』第67号、5頁。
- 32) 法廷証第1575号、『速記録』第133号19頁。
- 33) カラゴン事件については、林博史、前掲書、253～262頁も参照。
- 34) アンダマン諸島については『速記録』第134号17～19頁。
- 35) 海南島は『速記録』第134号19頁。なお「苦力」のうち、香港からについては、人口150

万人を90万人に削減しようとした日本の疎散政策によるものと推測される。

- 36) 北ボルネオについては『速記録』第135号15頁～第136号16頁参照。
- 37) 「ジェットルセン事件」については戸谷由麻、前掲書、244～246頁も参照（「ジェノサイド」に相当するのではないかと指摘している）。
- 38) ニューギニアは『速記録』第143号11～15頁、ニューブリテンは『速記録』第143号16～19頁、ソロモン諸島は『速記録』第143号19～22頁参照。
- 39) なおイギリスが現地（マレー、ビルマ、北ボルネオなど）でおこなったBC級戦争犯罪についての概要は林博史、前掲書が整理している。
- 40) 戸谷由麻、前掲書、236～237頁。
- 41) フィリピンについては『速記録』第128号5頁～第131号15頁、第132号5頁、第151号18頁～第152号3頁、第154号6頁。なお永井均、前掲書、第3章も参照。
- 42) アメリカ検察官は主にアメリカ軍捕虜に関する事件を担当していた。なおフィリピン人被害者を証人に立てる動きもあったが、台風の影響などもあって実現しなかったという。永井均、前掲書、170頁。
- 43) 特に、フィリピンにおける戦争末期の残虐事件は当時現地第14方面軍の参謀長であった武藤章被告の責任を問うものであり、結果、武藤被告は有罪・死刑となっている。
- 44) 太平洋の島々について（『速記録』149号10頁～第150号17頁参照）、1942—43年にウェーク島でアメリカ人100人の処刑・抑留やクエゼリン島における捕虜処刑、さらに1945年父島における「人肉食」が追及されているが、何れの地域においても現地住民の被害に関する報告はほとんどない。
- 45) 「仏印に対する侵略」は『速記録』第79号5頁～第84号15頁。ただし、「仏印」段階は使用言語の問題（フランス語使用の是非）をめぐる度々立証作業が中断を余儀なくされた（例えば10月1日＝第80号は1日中審理がストップしている）。なお、日本と仏印の関係については、差し当たり、立川京一『第2次世界大戦とフランス領インドシナ』（彩流社、2000年）を参照。
- 46) 『速記録』第79号5～8頁。
- 47) 『速記録』第84号6～11頁。
- 48) 状況から「ベトナム独立同盟（ベトミン戦線）」のことを指すものと推測される。
- 49) なおフランス検察官が強調した経済的掠奪について、実際は仏印に埋蔵されている資源不足、日本の仏印に対する依存度の低下、経済的利益を守ろうとした仏印当局の政策もあり、期待したほどの成果はなかった。立川京一、前掲書、第Ⅱ部第2章参照。
- 50) 『速記録』第79号7～8頁。
- 51) 法廷証第639、644、645号など。いずれもドイツ側電報である。
- 52) 史料公開進展の遅れもあり「フランスと東京裁判」に関する文献は今のところ見当たらないのが現状である。
- 53) クオン・デは1906年から（一時追放を除いて）日本に滞在しベトナム復国同盟会を組織していた。なお周知のように、「仏印処理」の後、日本は親日派ベトナム人が待望するクオン・デでなく、皇帝バオ・ダイを擁立しフランスから独立させた。
- 54) インドシナの「BC級戦争犯罪」は『速記録』第152号16頁～第154号6頁参照。

- 55) ガブリラグに対する反対尋問は『速記録』第153号21頁～第154号 6 頁参照。
- 56) 本人の証言によると、ガブリラグは1943年2月1日から「フランス領西部アフリカの部隊」に所属していた。しかしその部隊がどこに所属していたかという問いに対して「フランス」「フランスのために戦うことばかり考えていた」とばかり証言している（『速記録』第154号4～5頁）。
- 57) 上映された映画の内容は『速記録』第139号17～21頁。
- 58) ジャワについては『速記録』第137号9～13頁、第138号8頁～第139号15頁参照。
- 59) 『速記録』第139号8頁。
- 60) 泰緬鉄道建設に雇傭された「労務者のうちの約8万—そのうち大多数がジャワ人—が死亡した」としている（法廷証第1726号）。
- 61) 蘭領ボルネオについては『速記録』第137号4～9頁参照。
- 62) 「トケイ隊」は「海軍特別警察隊（特警隊）」のこと。
- 63) 「ボンティアナック事件」については、後藤乾一「ボンティアナック事件に関する史的考察」（田中宏編『日本軍政とアジアの民族運動』アジア経済研究所、1983年）、井関恒夫「西ボルネオ住民虐殺事件」（不二出版、1987年）参照。
- 64) スマトラについては『速記録』第137号14頁～第138号8頁、第139号21頁～第140号15頁参照。
- 65) セレベスについては『速記録』第140号18頁～第141号11頁参照。
- 66) チモールについては『速記録』第140号15～18頁参照。
- 67) アンボンについては『速記録』第141号11頁～第143号10頁参照。
- 68) 「和蘭に対する侵略」全体は『速記録』第123号6頁～第128号4頁参照。なおプールヘースト（日本語訳）、前掲書、第3章の他、日本の蘭印支配全般については後藤乾『日本占領期インドネシア研究』（龍溪書舎、1989年）、倉沢愛子「日本占領下のインドネシア」（『岩波講座 東南アジア史』第8巻、岩波書店、2002年）なども参照。
- 69) なお「5. 蘭印に対する戦争準備」の立証においては、外務省「南方経済対策要綱」、陸軍省国策研究会「大東亜戦争による南方占拠地域前後処理方策大綱」「大東亜共栄圏による土地処分案」、総力戦研究所「大東亜共栄圏建設原案」などといった真珠湾攻撃前後に出された文書（法廷証第1332～36など）を提示することで、オランダ領東インドに止まらない南方（東南アジア）全体の日本側の占領構想を明らかにしようとし、また12月8日の枢密院審査委員会議事録（法廷証第1241号）を用いて、作戦の便宜上、日本は対オランダ宣戦布告をしなかっただけである点を強調している。
- 70) 『速記録』第126号3～18頁。
- 71) 『速記録』第123号10～11頁。もっとも、オランダ統治に肯定的なデ・ウェールトについて助手のC・ストローケル夫人は「ひどい偏りを持った一方的な見方をしている」と批判するなど「日本化」についてはオランダ検察陣の中でも温度差があったことも事実である。プールヘースト（日本語訳）、前掲書、60～61頁。
- 72) 『速記録』では「ブテラ」と表記されている。
- 73) 『速記録』第123号11～12頁。なおミュルデルは本国外務省あての手紙の中に「日本は東インドをいわば第2の満州にするため。インドネシアの独立闘争をそそのかし、奮起させ

た」と書いている。プールヘースト（日本語訳）、同書、60頁。

- 74) デ・ウェールトによる時期区分は以下の通りである。過渡期（1942年初～1942年8月）、第2段階（1942年8月～1943年7月）、第3段階（1943年7月～1944年9月）、第4段階（1944年9月～1945年8月）。なお報告には第2段階の時期は記載されていない。
- 75) ただしスカルノが「プートラ」の総裁に就任していたことは記していない。
- 76) ウェールトに対する反対尋問については『速記録』第126号第18頁～第128号4頁。
- 77) 実際は独立運動を蘭印のオランダ当局は厳しく弾圧していた。
- 78) ニュルンベルク裁判では「戦争犯罪」として、捕虜・住民に対する残虐事件の他、フランスをはじめとする占領地域における数百万の強制移住と強制労働、フランスやベルギーでの生産力制限や工業設備接収、美術品掠奪などが追及されている。ニュルンベルク裁判については Guénaél Mettraux (ed.), *Perspectives on the Nuremberg Trial* (Oxford, 2008) 『ニュルンベルク裁判記録』（時事通信社、1947年）、芝健介「ニュルンベルク裁判小考」（『国学院雑誌』第89巻4号）などを参照。
- 79) なお中国については、満洲の政治的・軍事的・経済的支配、満洲以外の中国への経済侵略も追及され、判決にもある程度反映されている。中国が裁判参加国であったことその他、中国侵略が対英米（蘭）侵略の遠因、準備段階とみなされたことが大きかったためであろう。この点も今後の課題としたい。
- 80) 永井均、前掲書、155頁。プールヘースト（日本語訳）、39頁など。
- 81) 永井均、前掲書、166～167頁。プールヘースト（日本語訳）、64～65頁など。もっとも期間短縮により、公判において書証は「概要」のみ紹介するケースが目立ったため、詳しい犯罪の状況は書証自体を読まなければわからなくなることにもなる（戸谷由麻、前掲書、259頁）。
- 82) 例えば、ハラニーヨ判事は「パターン死の行進」の体験者であった。
- 83) この点、梶居佳広『「植民地」支配の史的研究』（法律文化社、2006年）も参照。なおデ・ウェールトも日本人の念頭としてとの留保つきだが蘭印軍政の行政機構は台湾・朝鮮のそれと同様のものを設置しようとしたと指摘している（『速記録』第126号7頁）。

〔追記〕 本稿は筆者が17年前にまとめた学部時代の卒業論文（「東京裁判における「BC級戦争犯罪」追及」、『立命館法学・別冊学生論集』第42号、1996年）を大幅に「再構成」したものである。ただし、本来は国際検察局（IPS）関連史料を参照するなどより抜本的に改訂する予定だったが、「諸般の事情」のため当初の意図ほど十分に修正できなかったことをお断りしておく。